

商品名等 (電気用品名等)	紙幣受付部分離型自動販売機(組合せ自動販売機)
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>用途、機能、性能 本製品は、紙幣受付部と商品払出し部とを分離させた自動販売機で、それぞれは設置現場において通信線で接続される。 商品払出し部にカードリーダーを備えているものがあり、これは単体で自動販売機として機能するが、その他のものは、単体では機能しない。 なお、いずれも電熱装置、冷却装置、放電灯及び液体収納装置は有していない。</p> <p>構造、仕様、意匠 工場出荷時の形態 紙幣受付部：A1(電源は商品払出し部より供給)、A2(電源電線付) 商品払出し部：B1、B2(カードリーダー付)各々が電源電線を有する。 設置現場における組合せ状態 A1+B1、A1+B2、A2+B1、A2+B2 定 格：100V、50-60Hz、消費電力未定</p> <p>主な使用者、販売先 一般用自動販売機として販売</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>紙幣受付部(A1又はA2)と商品払出し部(B1又はB2)を組み合わせるときは、組み合せた状態で特定電気用品以外の電気用品中、電動応用機械器具の「自動販売機」として取り扱う。 商品払出し部にカードリーダーを備えているもの(B2)は、単体で特定電気用品以外の電気用品中、電動応用機械器具の「自動販売機」として取り扱う。</p> <p>(理由) 本製品の紙幣受付部と商品払出し部は、同一の事業者によって製造され、搬送の都合上分離されて出荷されるに過ぎないことから、紙幣受付部と商品払出し部とを組み合わせた形態で「自動販売機」として取り扱うことが妥当と判断する。この場合における型式の区分の定格消費電力については、組み合わせた状態での合計値をもって判断される。 なお、組合せによって定格消費電力が異なるときは、その表示値は、最も大きい値で行うとともに、各組合せにおける定格消費電力を補足表示することが望ましい。 また、表示は、主機である商品払出し部の表面の見やすい箇所にされることが望ましい。</p>	